

2023年版不公正貿易報告書及び 経済産業省の取組方針について

令和5年 6 月

通商政策局

通商機構部国際経済紛争対策室

「不公正貿易報告書」と「経済産業省の取組方針」

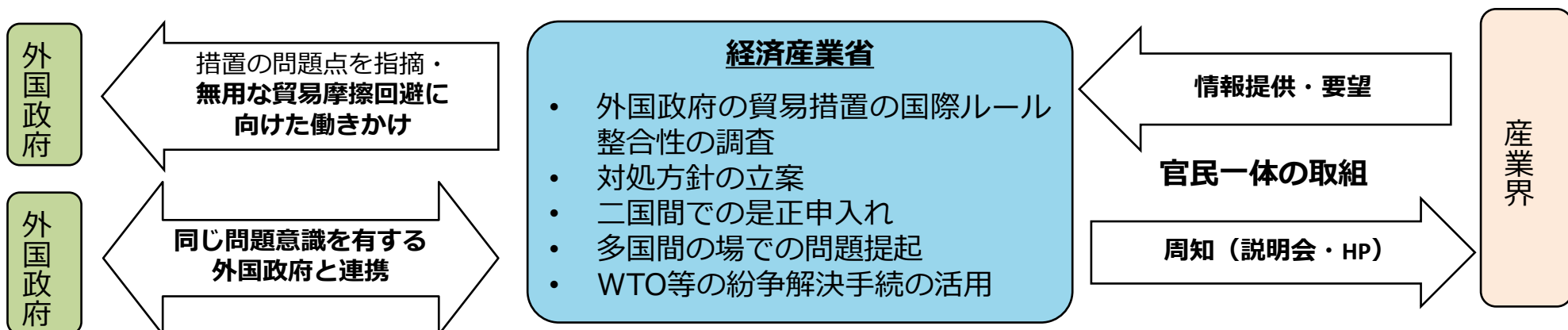
- 不公正貿易報告書は、ルールベースの国際秩序の基本的理念を世界に発信するために、産業界からの情報等に基づき、国際ルールとの整合性に懸念がある外国政府の貿易措置をとりまとめたもの。
- 1992年以降、毎年公表し、2023年版で32回目となる。今年は6月16日に公表。
- 是正に向けて特に優先的に取り組む案件を、「経産省の取組方針」として併せて公表。

「不公正貿易報告書」（産構審報告書）

- 国際ルールに照らして、各国の貿易措置の状況を包括的に分析する、我が国唯一の報告書。
- 主要貿易相手国・地域の貿易措置について、専門家（産業構造審議会不公正貿易政策・措置調査小委員会）が、WTO協定等の国際ルールに基づき問題点を指摘。

「経済産業省の取組方針」

- 報告書が指摘した措置のうち、産業界の関心等を踏まえ、是正に向けて経産省が特に優先的に取り組む案件を公表。外国政府への働きかけや、産業界及び同一関心を有する外国政府との連携促進に活用。



1. 不公正貿易報告書

2023年版「不公正貿易報告書」の構成

- 全体は三部構成であり、第Ⅰ部でWTO協定等の国際ルールに基づき問題点を指摘するとともに、第Ⅱ部（WTO協定）及び第Ⅲ部（経済連携協定等）で国際ルールの概要について解説。

序論	国際的に合意されたルールに基づき「公正性」を判断するという「ルール志向」の考え方を提示
第Ⅰ部	中国、ASEAN諸国、米国、EU・英国、豪州、韓国、カナダ、インド、ロシア、ブラジルなど20か国・地域の措置等を指摘
第Ⅱ部	関税、AD協定、補助金協定、SG協定、サービス協定、知的財産、政府調達協定、電子商取引など、WTO協定と主要ケースについて解説
第Ⅲ部	TPP協定等我が国の主要な経済連携協定や投資協定について解説
資料編	最近のWTO定期閣僚会合の動向や、WTO紛争案件に関する参考資料を掲載

2023年版

不公正貿易報告書

WTO協定及び経済連携協定・投資協定から見た
主要国の貿易政策

新規掲載措置及び経済連携に関する新規の枠組み

- 新規に取り上げた措置3件、経済連携に関する新規の枠組み1件
(※原則、2023年2月末時点の措置・取組を掲載)

<新規掲載措置>

掲載場所	措置・取組	概要
第Ⅰ部 第1章 中国	政府調達法改正	2022年7月に中国政府は政府調達法の改訂草案を公表。政府調達法の適用範囲が公共インフラ・公共サービスネットワークを運営する公益性国有企業に拡大している。また、付加価値比率ベースで国産比率が高い品目の優遇政策や国家安全に関する規定が追加されている。運用次第では、GATT第3条4項またはGATS第17条の内国民待遇義務や、これらの適用を受ける旨約束した自国のWTO加盟議定書における約束、RCEP協定第16.4条1項の透明性規律に抵触しうる。また中国が加入交渉中のGPA第4条無差別待遇との整合性が問題となる恐れもある。
第Ⅰ部 第4章 EU・英国	炭素国境調整措置	2023年5月にEUの炭素国境調整措置（CBAM）が規則として成立した。本件措置は、輸入品の炭素含有量に応じ、CBAM証書購入義務という形で賦課金を課すもの（同年10月から実施予定。ただし、2025年末までの移行期間中は、輸入者は、賦課金支払義務は負わず炭素含有量等の情報報告義務を負う）。炭素含有量の算定方法等の措置詳細次第では、輸入品が国産品より不利な立場に置かれ、内国民待遇義務との整合性が問題となりうる。GATT第20条の一般例外（有限天然資源保護に関する(g)号等）による正当化の可能性もあるが、そのためにはカーボンリークage防止という規制目的に対し適切な設計となっているかが問われる。
第Ⅰ部 第8章 カナダ	特定有害物質禁止規則	2022年5月、特定有害物質禁止規則改正案が公表。改正案には、デカブロモジフェニルエタン（DBDPE）を用いた製品の輸入、販売等の禁止措置が含まれる。DBDPEの用途は電気電子製品、産業機械、自動車等、広範に及ぶところ、現時点でDBDPEの代替材の開発・生産の可能性が見通せない状況であるため、当該禁止措置が施行されれば産業界への影響は非常に大きい。一方、措置の目的が人の健康の保護や環境の保全であるところ、カナダ以外の国・地域ではDBDPEが規制されておらず、当該禁止措置の必要性に疑問がある。当該禁止措置が正当な目的の達成のために必要である以上に貿易制限的である場合は、TBT協定2.2条に違反する可能性がある。

<経済連携に関する新規の枠組み>

第3部 総論	インド太平洋枠組み（IPEF）を巡る動向	世界の活力の中核であるインド太平洋地域において、イノベティブで、包摂的、持続可能な経済成長の実現に向けた経済枠組みとして、2022年5月にIPEFが立ち上げられ、全14か国の参加国とともに交渉を進めているところ。地域におけるハイスタンダードなルールと、協力を通じた具体的なメリットがバランスする枠組みの構築を目指す。 (※)その後、2023年5月のIPEF閣僚会合において、「IPEFサプライチェーン協定」の実質妥結、「域内水素イニシアティブ」の立上げ合意に至った。
-----------	----------------------	--

特集記事（コラム）

- 本年は特集記事（コラム）を6件掲載。
- 「国産化と技術獲得」や「経済的威圧」等の新規のコラムに加え、WTO改革の重要課題である「WTO上級委員会を巡る問題」等の昨年度版からの継続コラムにおいて掘り下げた分析を実施。

分野	コラム名	概要
第Ⅱ部 総論 WTO協定の概要	企業のサプライチェーンと 人権・環境問題	欧米を中心に人権尊重を理由とする法規制の導入が進み、企業として取組の強化が求められる中で、各国の法規制を巡る動向を概観するとともに、環境保護の視点にも着目する。また、日本企業の人権尊重を後押しするための日本政府の取組について紹介する。
第Ⅱ部 総論 WTO協定の概要	経済的威圧をめぐる最近の 議論	経済的威圧を巡る最近の議論状況、最近こうした議論が着目されている背景を紹介したうえで、経済的威圧措置を構成する要素やかかる措置の特定に際して考慮すべき事項、また、経済的威圧に関する今後の政策課題について概観する。
第Ⅱ部 総論 WTO協定の概要	新型コロナウイルス感染症 と貿易	新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う国際場裡での動きやWTOでの動き（貿易と保健イニシアティブ等）を紹介するとともに、感染症拡大に伴う各国措置とWTOルールとの関係について概観する。
第Ⅱ部 第4章 正当化事由	安全保障例外～GATT21条 の解釈を巡る論点と最近の WTO先例	近年、安全保障例外（GATT21条等）の解釈適用に関する紛争解決パネルの判断が相次いで公表されている。当該パネル判断の分析を通じ、WTOにおける安全保障例外についての最近の議論の状況を概観する。

特集記事（コラム）

分野	コラム名	概要
第Ⅱ部 第9章 貿易関連投資措 置	国産化と技術獲得	近年、政府及びその関連部門の調達において国産品を優遇する措置が増えている。こうした国産品優遇策は、外国企業の貿易・投資活動への障害となる上、企業の意向に反する形での技術移転の強要にも繋がりがねない点で問題が大きい。本コラムでは、中国やインドネシア等における国産品優遇措置を紹介するとともに、WTO協定、経済連携協定、投資協定における関連するルールを紹介する。
第Ⅱ部 第17章 紛争解決手続	WTO上級委を巡る問題	2019年12月に機能停止に陥った上級委員会に関する議論の経緯及び最近の動向として、①米国の長年の上級委員会に対する批判、②WTOにおける紛争解決制度改革に関する議論の動向、③機能停止に対する暫定的対応としての多国間暫定上訴仲裁アレンジメント（MPIA）の活用状況・動向（2023年3月の日本の新規参加を含む）、④EU・ブラジルの空上訴対抗措置等を紹介する。

コラム①：経済的威圧をめぐる最近の議論

- 2022年6月、骨太方針2022では、経済安全保障の徹底を掲げ、**「経済的威圧への対応を含め、同盟国・同志国との連携を強化する」**と記述。
- 同年9月、G7貿易大臣会合で経済的威圧を初めてアジェンダ取り上げ、**貿易関連の経済的威圧への深刻な懸念と連携した対応の探求を表明**。なお、同年5月の日EU定期首脳協議や日米首脳会談でも、経済安全保障等にかかる連携・協力を議論。
- **2023年4月のG7貿易大臣会合及び同年5月のG7広島サミット**において、**経済的威圧への対応のための連携を強化し、G7を超えた同志国との協力も推進**することを確認。

● 経済的威圧行為の態様：

関税引上げ、検疫措置、通関拒否、重要物資の輸出規制など

● 経済的威圧措置に該当するかの判断：

措置の背景にある二国間関係、措置を誘引する状況等も含む事実分析が必要。

● 経済的威圧行為への対応：

企業が自社のサプライチェーンの強靱化を進めることの支援、経済的威圧措置がそもそも発動されにくい国際環境づくりが重要。また、措置の影響を緩和する政策手段の検討も必要。経済的威圧措置が貿易措置である場合は、WTOを活用。

WTOと経済的威圧：

- WTOの場合などで他国と連携し、是正を連携して求めることは、当該個別の措置の是正だけでなく、同様の措置の牽制につながりうる。
- 貿易措置の経済的威圧目的自体をWTO協定により規律することはできない。しかし、こうした経済的威圧的措置は国際法（内政不干渉の原則）に反する可能性がある。他国における経済的威圧措置への対応（立法等含む）とその国際法的な整理も注視していく。
- 第三国への経済的威圧措置に対し、有志国間でどのように協調して行動しうるかなどは、今後の課題。

コラム②：国産化と技術獲得

- 近年、政府及びその関連部門の調達において国産品を優遇する措置が増加。外国企業の貿易・投資活動への障害となる上、企業の意向に反する形での技術移転の強要にも繋がりがねない。
- 既存の通商協定にもこうした措置に関連する規律は存在するため、こうした規律の遵守を措置国に働きかけていく。
- 同時に、多くの場合は政府調達が適用対象外である等既存のルールにも限界あることを踏まえ、新しい規範・ルール作りを模索していく必要。

各国の動向

● 中国※：

- ・ 政府調達全般における国産品の優先利用・国産化率の高い製品の優遇
- ・ 非公開の内部文書による国産品優遇

※なお、調達する事務機器等で国産品優遇する国家標準を策定中との報道もある。

● インドネシア：

- ・ 政府調達品について一定の国産化率を満たすことを求める国産品優先（P3DN）政策を実施。

関連する通商法上の規律

● ローカルコンテンツ要求関連：

- ・ WTO協定上の内国民待遇義務、中国加盟議定書上の国産品使用要求禁止
- ・ FTA・投資協定における国産品使用要求禁止、内国民待遇義務、公正衡平待遇義務

● 技術移転要求関連：

- ・ 中国加盟議定書、FTA・投資協定における技術移転要求禁止

コラム③：安全保障例外

～GATT21条の解釈を巡る論点と最近のWTO先例

- 2019年版・2020年版不公正貿易報告書のコラムの更新・再掲。
- 2022年に安全保障例外に関する紛争解決パネルの判断の公表が相次いだほか、近年、各国の措置が安保例外により正当化されうるか否かについての加盟国間の意見対立も増加。
- パネル先例の分析を中心に、安全保障例外に関する最近の議論状況（パネルの審査権限、及び該当条文の解釈）について整理する。

言及予定のパネル先例

（１）ロシアによる通過運送事件（DS512）（再掲）

- ロシアの対ウクライナ輸入制限措置につき、GATT21条(b)(iii)での正当化を肯定。

（２）サウジアラビアによる知財保護停止事件（DS567）（再掲）

- 「カタール危機」に際してのサウジ政府の各種措置の安保例外援用可能性を議論。

（３）米国 232 条措置（DS544, 552, 556, 564）

- 米国の鉄鋼・アルミ製品への関税賦課につき、同21条(b)(iii)での正当化を否定。

（４）米国－香港製品に対する原産地表示（DS597）

- 香港製品への「China」産表示を義務づける米国法令につき、「国際関係の緊急時」（21条(b)(iii)）に該当せず正当化を否定。

2. 経済産業省の取組方針

不公正貿易報告書を受けた経済産業省の取組方針の概要 (2023年6月16日公表)

- 不公正貿易報告書は、1992年の創刊以来、30年間、一貫して「ルール志向」の概念を提示。我が国は、新しいルールの定立のための努力を行うとともに、ルール不整合な他国の措置による自国の不利益を解消するためWTOの紛争解決手続を積極的に活用。
- WTOの紛争解決システムは、2019年12月以降、上級委員会の不在が長期化する中、上訴することで紛争案件を事実上の塩漬け状態とする「空上訴」が積み重なっており、通商システムにおいてルールに基づくガバナンスが十分に働かなくなる危機。今後、DS機能回復に向けて最大限努力を続けるとともに、MPIA（日本は今年3月に参加）を活用し、WTOのDS制度の実効性を確保していく。
- 近年、一部の新興国による非市場的な措置により、多角的自由貿易体制の基礎である競争基盤あるいは市場の機能が歪められかねないとの懸念。WTO、G7、三極貿易大臣会合などを通じ、公平な競争条件（level playing field）確保に向けたルール形成等の取組を更に進める。
- さらに、いわゆる経済的威圧への懸念が高まっていることを踏まえ、かかる行動への評価・準備・抑止・対応に関する同志国との協力を強化していく。
- 上記のシステミックな問題への対応に加え、2023年版不公正貿易報告書で指摘された政策・措置を踏まえ、特に、次頁の個別案件に優先的に取り組むこととしたい。

2023年度の優先取組案件

- 措置の制度設計や運用について特に注視が必要なものとして、中国の「政府調達法」と「事務機器に関する国家標準案」を追加した。

(1) WTO紛争解決手続を開始したもの

- 中国：ステンレス製品に対するアンチ・ダンピング（AD）措置【パネル】
- 韓国：自国造船業に対する支援措置【協議】（国土交通省の取組を支援）
- 韓国：ステンレス棒鋼に対するサンセット・レビュー【上級委】
- インド：ICT製品に対する関税措置【上級委】
- インド：熱延コイルに対するセーフガード（SG）措置【上級委】

(2) WTO紛争解決手続の開始も視野に二国間・多国間協議を通じて問題解決を図るもの

- 中国：AD措置の不適切な運用
- 米国：1962年通商拡大法232条に基づく輸入制限措置
- 米国及び新興国：サンセット・レビュー手続及び不当に長期にわたる対日AD措置

※ 以下の案件については、新しいルールの形成も含めた対応を検討・実施していく

- 中国：産業補助金
- 中国：サイバー・データ関連規制
- 中国：強制技術移転
- ベトナム：サイバーセキュリティ法・個人情報保護政令案

(3) WTO勧告の早期履行等を求めているもの

- ブラジル：自動車等に対する内外差別的な税制恩典措置

(4) 措置の詳細や運用が不明であるものの貿易・投資への影響が大きく、その制度設計や運用について特に注視が必要なもの

- 中国：政府調達法 <新規>
- 中国：事務機器に関する国家標準案 <新規>
- 中国：輸出管理法
- 中国：標準必須特許を巡る訴訟における禁訴令の発出
- 米国：ゼロイング（AD税の不適切な計算方式）（ターゲット・ダンピングを通じたゼロイングの濫用を含む）
- 米国：電気自動車税制優遇措置
- EU：炭素国境調整措置（CBAM）
- インド：デジタル個人情報保護法案
- インド：貿易救済措置の不適切な運用

昨年の優先取組案件からの進展

2022年版取組方針掲載案件

(1) WTO紛争解決手続を開始したもの

-  中国：ステンレス製品に対するAD措置
-  韓国：自国造船業に対する支援措置（国交省の取組を支援）
-  韓国：ステンレス鉄鋼に対するADサンセット・レビュー
-  インド：ICT製品に対する関税措置
-  インド：熱延コイルに対するSG措置

(2) WTO紛争解決手続の開始も視野に二国間・多国間協議を通じて問題解決を図るもの

-  中国：AD措置の不適切な運用
-  中国：標準必須特許を巡る訴訟における禁訴令の発出＜新規＞
-  米国：232条に基づく輸入制限措置
-  米国及び新興国：不当に長期のAD措置

※以下の案件については、新しいルールの形成も含めた対応を検討・実施していく

-  中国：産業補助金
-  中国：サイバー・データ関連規制
-  中国：強制技術移転
-  ベトナム：サイバーセキュリティ法・個人情報保護政令案

(3) WTO勧告の早期履行を求めているもの

-  ブラジル：内外差別的な税制恩典措置

(4) 特に運用の注視が必要なもの

-  中国：輸出管理法
-  米国：ゼロイング
-  米国：電気自動車税制優遇措置＜新規＞
-  EU：炭素国境調整措置案（CBAM案）＜新規＞
-  インド：個人情報保護法案・国家電子商取引政策案
-  インド：貿易救済措置の不適切な運用

2023年版取組方針掲載案件

(1) WTO紛争解決手続を開始したもの

-  中国：ステンレス製品に対するAD措置
-  韓国：自国造船業に対する支援措置（国交省の取組を支援）
-  韓国：ステンレス鉄鋼に対するADサンセット・レビュー
-  インド：ICT製品に対する関税措置
-  インド：熱延コイルに対するSG措置

(2) WTO紛争解決手続の開始も視野に二国間・多国間協議を通じて問題解決を図るもの

-  中国：AD措置の不適切な運用
-  米国：232条に基づく輸入制限措置
-  米国及び新興国：不当に長期のAD措置

※以下の案件については、新しいルールの形成も含めた対応を検討・実施していく

-  中国：産業補助金
-  中国：サイバー・データ関連規制
-  中国：強制技術移転
-  ベトナム：サイバーセキュリティ法・個人情報保護政令

(3) WTO勧告の早期履行を求めているもの

-  ブラジル：内外差別的な税制恩典措置

(4) 特に運用の注視が必要なもの

-  **中国：政府調達法改正＜新規＞**
-  **中国：事務機器に関する国家標準案＜新規＞**
-  中国：輸出管理法
-  中国：標準必須特許を巡る訴訟における禁訴令の発出
-  米国：ゼロイング
-  米国：電気自動車税制優遇措置
-  EU：炭素国境調整措置（CBAM）
-  インド：デジタル個人情報保護法案
-  インド：貿易救済措置の不適切な運用